

第27回

南木曾町リニア対策協議会開催される

第27回南木曾町リニア対策協議会が7月25日に南木曾公会館で開催されました。

前回の協議会で示された基本的な協定書に相当する「確認事項(案)」について、委員からいただいた質問を事務局で整理しJ R東海に質問書を提出したところJ R東海から6月末に回答書の提出があり、協議を行いました。協議の結果、確認事項(案)の締結について、大方の委員の理解が得られました。

報告 J R東海の回答について

**Q** 確認事項(案)は、J R東海、機構などの工事関係者が、南木曾町及び長野県に対して誓約する内容を確認事項としてまとめた文書ということか。

**A** 長野県の立会いの下、南木曾町、J R東海、機構が、中央新幹線建設に伴う工事において相互に連携・協力して取り組むべき事柄について確認する文書です。

**Q** 確認事項(案)の有効期間はいつまでか。  
**A** 一概に有効期間を定めるものではないと考えています。

協議

主な協議の内容は次のとおりです。

**委員A** 確認事項(案)第5項「予測できない問題や課題が新たに発生した場合、4者が協議して解決する。」について、は供用後も有効なのか。

**事務局** J R東海に確認したところ、「将来のことが全く含まれていないとい

う話ではありません。予測不可能な課題等が発生した場合については、4者で協議するということが基本です」との回答があり、供用後も含まれると理解をしています。

委員A

将来に生じるいろんな問題にJ R東海は対応するのか。

委員B

確認事項によらなくても、法的に解決をはかれる問題ではないか。

町長

これまで何回も協議を続けてきて、J R東海は必要なことはやる、文書での確認もするとはっきり答えている。これから具体的に交渉をするためにも確認事項を認めていただき、次に進みたいというのが町の考え方です。

■協議の中で、委員から質問があった事項についてはJ R東海にもう一度確認した上で、確認事項(案)を締結することに大方の委員の理解が得られました。

その他

確認事項の締結はひとつの節目であり対策協議会として基本的な姿勢を示したほうがよいとの提案が委員からあり、検討していくことになりました。

